

領收証五翔会様

R5年1月2日

¥ 5,600

但し
上記正に領収いたしました。

光明院
源 加藤木草本店
〒327-0845 栃木県佐野市久保町214 大正通り
TEL 0283(22)1554代
軽減税率8% FAX 0283(22)1623

* 5,600 円 ÷ 2人 = 2,800 円 (1人分)

行政視察 小倉 健一 議員

日時：令和5年1月23日(月)～1月25日(水)

場所：佐賀県佐賀市、熊本県熊本市

区間	交通手段		鉄道賃		特急急行	飛行機	その他	計
			キロ	金額				
佐野～羽田空港	鉄道	往	128.1	2,480				2,480
羽田空港～佐賀空港	飛行機	往	1,130.0			16,570		16,570
佐賀空港～佐賀駅BC	バス	往	13.0				600	600
佐賀駅BC～佐賀市青少年センター(県庁前)	バス	往	1.7				160	160
佐賀市青少年センター(県庁前)～佐賀	バス	往	1.7				160	160
佐賀～熊本	鉄道	往	114.8	2,170				2,170
熊本～熊本市役所	市電	往	3.0				170	170
熊本市役所～熊本	市電	復	3.0				170	170
熊本～熊本空港	バス	復	20.5				960	960
熊本空港～羽田空港	飛行機	復	1,086.0			12,770		12,770
羽田空港～佐野	鉄道	復	111.7	1,560				1,560
浅草～館林(特急りょうもう号)	鉄道	復	74.6		1,050			1,050
								0
計				6,210	1,050	29,340	2,220	38,820

宿泊料@16,500×2泊 33,000 円

交通費 38,820 円

(うち航空運賃 29,340 円)

計 71,820 円

上記の金額は、佐野市職員等の旅費に関する条例及び佐野市職員等の旅費支給規則により算出した金額である。

議事課庶務係長 山野井 健

令和5年3月22日

佐野市議会 議長様

報告者 金子 保利
小倉 健一

佐賀県佐賀市 行政視察報告書

1. 日時 令和5年1月23日(月) 午後2時00分~4時15分 於:青少年センター 2階

2. 佐賀市対応者様

- *佐賀市教育委員会 社会教育課長 星下 努
 - *佐賀市教育委員会 社会教育課室長 子どもへのまなざし運動・若者支援推進室 北村 弘
 - *佐賀市議会事務局 議会総務課 武富 聰宣
- 視察目的 (1)子どもへのまなざし運動について



3. 佐賀市について

佐賀市は、平成17年10月1日と平成19年10月1日に2度の合併を行い人口233,466人(令和2年国勢調査)面積431.82m²の市となりました。

佐賀市は、脊振山系の山林や清流、古代肥前の国行政府跡「肥前国庁」、日本の近代化を先導した「幕末維新期の佐賀」の佐賀城本丸歴史館や筑後川に架かる昇開橋や豊饒の海と言われる「有明海」等の自然に恵まれております。また、平成27年5月には、渡り鳥のシギ・チドリ類飛来数日本一を誇り、紅葉する塩生生物「シチメンソウ」が自生する「東よか千潟」がラムサール条約湿地に登録され、平成27年7月には、日本初の実用蒸気船「凌風丸」が造られた「三重津海軍所跡」が「明治日本の産業革命遺産、製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の一つとして、世界文化遺産に登録され、子どもを大切にする街、歴史と自然豊かな街であります。

4. 視察内容

始めに、佐賀市教育委員会「北村 弘」社会教育課長から歓迎のご挨拶をいただきました。佐賀市は、福岡市まで電車で約40分程度で行くことが出来、長崎市までも同じ所要時間で行かれるため交通利便性が良いように思われるが意外と不便を感じることであります。よって、長崎市まで九州新幹線を延伸するための運動を展開しておられそうです。

視察の「子どもへのまなざし運動」については、三代前の市長が教育長を招聘し取組まれ、本年度が15周年を迎え、更に「子どもへのまなざし運動」の周知と拡大を図っておられます。そして、佐賀市の「地域の団結力」は、他市に誇れるものであると自信満々に語っておられました。

北村室長さんや議会事務局の武富さんが交じ「子どもへのまなざし運動」の説明を頂きながら意見交換を行い充実した視察内容になりました。

(1)子どもへのまなざし運動については、予め14の質問項目を提出しました。

①「子どもへのまなざし運動」を始められる前の平成19年9月25日に佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例を制定されました。この条例を制定に至った主な要因はどのようなことが起因したのでしょうか。

回答:初代市長の発案で始められた「子どもへのまなざし運動」は、推進委員会を設け年に全大会、分科会を含め始動されました。

②「子どもへのまなざし運動」を始められた契機は、大人の役割に関する条例を制定されたことによるも

のと思いますが、その経緯についてお聞かせ下さい。

回答：「子どもへのまなざし運動」のトップは市長であります。推進委員は36名で、後部委員は4名で初年度は11回開催され、運動の基礎づくり練りました。

③「子どもへのまなざし運動」の基本理念である「家庭、地域、企業、学校等」は、子どもを育むため不可欠のものであります。そして、その一つ一つは、現代人が失い欠けているものであります。活動を展開する中で、基本理念を市民にどのような方法で啓発されましたか。

回答：初代市長が市営バスなどに広告を出し、企業、各種団体へ訪問し、事業の啓発と協力を仰いだ。

④「子どもへのまなざし運動」に関する宣言は行っておりますか。

回答：宣言は行っていないが、あらゆる媒体を使い啓発している。

⑤「子どもへのまなざし運動」に企業、団体が参加に至った経緯と企業、団体数について。

回答：「子どもへのまなざし運動」を推進するためには、佐賀市の企業、郵便局、各種団体あげて取組む必要があるため、市長自ら企業、団体へ協力を依頼した結果、1100余の企業、800の郵便局が登録いたしました。



⑥「子どもへのまなざし運動」に際し、「家庭、地域、企業、学校等」へそれぞれ実施計画の事業内容や活動についての啓発はどのような方策を講じられましたか。

回答：出前講座やキラリ表彰制度を設け、市民、団体、企業へ出向いて事業の啓発を行うと共に優秀な活動した個人、団体、企業を毎年表彰を行った。

⑦平成20年度から「子どもへのまなざし運動」が始まられ、令和4年度で15年経過いたしました。その認知度が32.5%のことですが、どのような感想をお持ちでしょうか。

回答：5年毎に条例の見直しをして認知度の向上と活動を積極的に行うこととした。

⑧どのような方法で認知度を集計されたのか分かりませんが、基本理念である「家庭、地域、企業、学校等」において、認知度が特に低かったと思われる点はどのようなことでしょうか。

回答：家庭や企業の活動が低調であった。

⑨今後、認知度を上げるためにどのような事業・取組をお考えでしょうか。

回答：高校生や佐賀大学の漫画クラブや民生委員から運動啓発パンフレットを配布してもらい青年会議所にも参加登録願い認知度を上げていきたい。

⑩「子どもへのまなざし運動」への直近3ヶ年の予算措置と財源内訳について。

回答：令和2年度375万9千円。令和3年度339万9千円。令和4年度304万5千円。

⑪節目の15年の活動を振り返り、特に良かった事業や成果が上がった 取組について。

回答：①大人の行動指針の周知。②高校生に対する取組みの充実。③「子どもへのまなざし運動」の推進専門官の活動。

⑫本事業の反省すべき事業、課題継続になった事業や取り止めた事業等がありましたらお聞かせ下さい。

回答：出前講座の重点改良。

⑬佐賀市において、子どもを見守り支援する「子ども福祉センター」、「児童相談所・一時保護所」等の福祉施設体制は、どのように整備されておりますか。

回答：市内4校の児童に地域の行事やイベントに積極的に参加し

佐賀バルーンミュージアム てもらい子ども達の活躍の場にする。

⑭市民総参加「子どもへのまなざし運動」は、とても素晴らしい運動であると思いました。「子どものまち佐賀市」「心のよりどころのまち佐賀市」の思いが強く感じられると共に

事業や活動は他市誇れるものであると思います。そこで、総体的な事業の感想をお聞かせ下さい。



回答：三代の市長が「子どもへのまなざし運動」に積極的に関わりを持ち取組まれたことが大きな力となり実務的運動に繋がったことあります。今後、国の表彰制度に認めてもらえるよう取組みを強化し受賞を目指したいとのことでした。

所感

佐賀市の「子どもへのまなざし運動」について担当職員の北村室長様のご説明で大変良く理解できました。説明の中で一番熱量を伺えた部分には2008年から2021年までの活動年表。創成期、啓発期、実践期、振返期、新世期と区分し22項目もの内容について歩みが一目で分かるようになっており、2012年からの成果指標についてもその中でまとめられ、子どもたち、地域、佐賀市の教育のために費やしてきた活動が全て積み重なり、継続により今あるものと良く分かりました。

まなざしキラリ賞などは地域で地道に活動されている方に表彰される事業ということでしたが、まさに地域に、子どもたちに寄り添う取り組みであります。継続は力と言いますが、時は変わっても大切なものは何かについても、この継続事業により鍛え上げられたのではと感じました。

佐野市は平成19年子どもの街宣言をしています。子どもたちが快活に成長できるように、今回の視察の学びから活かして取り組んでいきたいと思います。

熊本市 行政視察報告書

1. 日時 令和5年1月24日(月) 午後1時30分～3時15分 於：熊本
市議会 議会局委員会

2. 熊本市視察対応者

- *熊本市 政策局 危機管理防災総室 副室長 松下 修二郎
- *熊本市 政策局 危機管理防災総室 主幹兼主査 田中 剛
- *熊本市 政策局 危機管理防災総室 池田 佳代
- *熊本市議会 議会局 議事課 議事係 菊池 誠人
- *熊本市議会 議会局 議事課 委員会係 前田 慎太郎
- ※視察目的 (1)熊本市業務継続計画(BCP)について

3. 熊本市について

熊本市は、人口は、737,228人(令和5年2月1日現在)、面積は、390.32m²。全国で20番目の政令指定都市であります。気象は、年平均気温摂氏16.5度、年間降水量約1,992.7mm。内陸盆地的な地形のため寒暖の差が大きく、夏には、「肥後の夕なぎ」といわれる蒸し暑い日が続くとのこと。[\(熊本市役所\)](#)

産業は、サービス産業を中心の都市である。その他 IC 産業の集積、全国でも高い生産性を誇る都市型農業、水産業など各種産業が展開している。

熊本市は、世界でも類を見ない全ての世帯に地下水の水道を供給している。地下水都市であります。兎に角、どこの蛇口からでも美味しい水が飲める街です。

4. 視察内容

始めに、熊本市政策局危機管理防災総室の副室長の「松下 修二郎様」から歓迎のご挨拶をいただきました。

熊本市は、平成28年4月に発生した「平成28年熊本地震」では、史上類を見ない M6.5 の前震と M7.3 の本震が同時期に発生。熊本市や近隣自治体をはじめ県内に大きな被害をもたらした。この経験を未来の糧として市民・地域・行政が総力を上げ一日も早い復旧・復興に取組むため、震災から半年の平成28年10月「熊本市震災復興計画」を策定し、復旧・復興に取り組み、豊かな自然と歴史・文化を取り



戻すため「熊本市の上質な生活都市」の実現を目指しておられます。

(1) 熊本市業務継続計画(BCP)について

① 熊本市業務継続計画の経緯

※ 平成24年3月の日が新本大震災の教訓を踏まえて策定した。

※ 平成24年10月。政令指定都市以降を反映して改訂した。

※ 平成28年4月。熊本地震発生(震度7)

※ 平成30年3月。熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関する尉制定した。

※ 平成30年5月。熊本地震の経験や渠訓、実績を踏まえて大幅改定した。

※ 令和4年3月。組織名称変更に伴う改定。

※ 令和4年7月。組織改編・人事異動等に伴う改定。



② 業務継続計画策定の機能性、効果について(1)(内閣府のマニュアルを参考に作成した)

※ 業務継続計画を策定していたが充分に機能しなかった。

・課題点:各部署で業務の休止・縮小の判断が出来なかつた。震災対応に必要な人員の確保に苦慮した。

※ BCPの周知不足

・課題点:どの段階でどれだけの人員が必要か、どのように人員を捻出するのか認識されなかつた。

◆ 熊本地震の実績に基づく実効性の高いNCPへ見直し



③ 業務継続計画策定の機能性、効果について(2)

※ 業務開始目標時間別の非常時優先業務の把握

◆ 発災からの経過時間毎に開始する業務と必要な職員数を整理し、発災時の迅速かつ機能的な初動体制につなげる。

④ 業務継続計画策定の機能性、効果について(3)

◆ 業務継続計画の機能性を確保するための取組

※ 非常時優先業務初動従事者名簿の作成

・災害応急業務の初動従事者名簿等の作成

による発災後の迅速な業務の開始。各職員が災害発生時の地震の業務について把握。

※ 震災対処実動訓練による計画の実践

・発災時の業務手順を確認するための訓練の実施(年1回)

・訓練後の振り返りの検証及び必要に応じ計画への反映

※ 組織改編等に伴う定期的な見直し

・毎年度の組織改編等による見直しの各局確認

※ 業務継続計画の渠有

・各職員が業務継続計画をいつでも確認できるよう共有フォルダ等を活用して情報を共有する。

⑤ 改定に至る経緯、主な改定箇所(1)

◆ 熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関する条例の制定(H.30.03)

※ 熊本市業務継続計画→発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画→条例化:業務継続計画に法的根拠と実効性を与える通常業務の休止等に対する市民bのコンセンサス確保

※熊本市地域防災計画→発災時又は事前に実施すべき災害対策に掛かる実施事項や役割分担等を規定するための計画→業務継続計画の実効性を高めることは、被災者救援をするための実施人員の確保に繋がるため、地域防災計画の実効性確保についても好影響を及ぼす

⑥改定に至る経緯、主な改定箇所(2)

◆平成30年5月改定(熊本地震を踏まえた改定)

※熊本地震の経験や教訓、実績等を踏まえた非常時優先業務の整理

・熊本地震の実績を踏まえた作業

　　投入量調査 →

　　通常業務調査 → 調査結果を整理→適切な非常時優先業務の従事者数の把握

　　応急業務調査 →

　　非常時優先業務の確定→

⑦改定に至る経緯、主な改定箇所(2)

◆優先通常業務の人員等の更新

◆災害応急業務の人員等の更新

◆新型コロナ感染拡大時における非常時優先業務と人員体制の精査

◆震災対処実動訓練での実践による検証

⑧変更した制度や見直された仕組み(1)

◆災害応急業務の事前任命(全職員任命)

熊本地震での経験を踏まえ、一部の災害応急業務について、従事する職員を事前に任命し、平時より訓練や研修等を行い、災害発生時に迅速に業務を開始できるように備える。

※避難所担当職員(597名)→指定避難所及び建物がある指定緊急避難場所等に予め市の担当職員を任命し、平時から「校区部防災連絡会」や避難所運営委員会の一員として、避難所も開設に必要な準備や避難訓練を行う。

※特命隊(100名)→大規模災害が発生した際に災害対策本部(総合調整室)の指示により、各フェーズで必要となる非常時優先業務(物資の移送、拠点避難所準備・設営)を行う。

※応急危険度判定支援(118名)→応急危険度判定には、建築に関する専門的知識が必要なため建築職の職員で更正する専任チームを組織し、市域全体を対象とした建築物の応急危険度判定を実施する。

⑨変更した制度や見直した仕組み(2)

◆熊本市災害時受援計画の策定

※熊本地震での経験と教訓→熊本地震では、震災業務に充てる人員捻出に苦慮し、外部からの応援や支援が必要であることが明らかになった。受援に必要な体制を整備し、受援力を高めることが喫緊の課題である。

※熊本市災害時受援計画の策定→大規模災害が発生した際に、他の地方公共団体や民間企業及びボランティア等からの応援を円滑に受け入れ、人的資源及び物的資源を非常時優先業務に効果・効率的に配分・配置し、業務継続計画の実効性を担保する。

※熊本災害時受援計画の策定→

- ・災害対策本部(総合調整室内)の受援班の設置
- ・受援計画の対象範囲及び主な受援対象業務
- ・応援要請の手順及び応援職員の活動体制の整理
- ・本市が他都市の応援を行う場合の考え方と体制等。

⑩市民への広報について

- ◆業務継続計画発動及び解除の通知→本部長による宣言、テレビ、ラジオ、報道機関、市ホームページなどを通じて市民に広く周知する。
 - ◆広報班の役割(災害対策本部総合調整室)→災害対策本部におけるマスコミ対応や報道機関や市民へ提供する災害情報の調整。
 - ◆政策局対策部(広報課)→市民への災害情報の広報、プレスセンター開設、報道機関への情報提供。
- 以上

所感

熊本市の視察では熊本地震の教訓がどのように BCP や受援計画の改訂とされているか大変良く分かり、非常時優先業務についても全職員が把握し機能性保持されるよう不断の取り組みがなされていること確認できました。佐野市においても令和元年に災害を経験しているところ、全市的なチェックを毎年度実施ということですが、各部署、部局間、熊本市のようにフェーズごとの対応など全職員が都度確認し、共有できるようあって欲しいと感じました。

また、熊本市は市民に対してもこの計画の積極的な周知を行っており、熊本駅前の手押しポンプにも表されているように市民に意識し続けて頂けるような取組が必要に思いました。



熊本駅前の手押しポンプ